

＜提出の前に再度ご確認ください＞

・振込口座通帳の表紙と裏の見開きのコピーを付けましたか？

前回給付を受けた方であっても提出が必要です。

・ガス使用月、使用量の記載は正しいですか？

使用量が確認できる書類に7月分～9月分の記載がない場合、検針期間の検針月日が該当月です。

**中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第6弾）
申請書添付資料一覧**

① 〔様式1〕 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第6弾）申請書（LPガス分）		☐
② 業務用のLPガスを使用していることが確認できる書類		
令和8年7月分から9月分までのLPガスの使用量が確認できる書類	LPガス販売事業者が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】 ※書類には、使用者・使用場所の記載が必要	☐
③ 〔様式2〕 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第6弾）申請書（特別高圧電気分）		☐
④ 特別高圧電気を使用していることが確認できる書類		
令和8年7月分から9月分までの特別高圧電気の使用量が確認できる書類	電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】 ※書類には、使用者・使用場所の記載が必要	☐
⑤ 振込先口座が確認できる書類		
申請者名義の預金通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）【写】を様式の台紙に貼付して提出（台紙の使用推奨）		☐

※LPガス分のための申請の場合は、特別高圧電気分の申請様式は不要

前回（令和8年1月分～3月分）の給付を受けていない場合は、上記に加えて⑥～⑦を提出すること

⑥ 県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業（第6弾）」に基づき令和8年11月分等の料金が減額されていないことが確認できる書類		
LPガス販売事業者が発行した令和8年11月分等の「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」又は「証明書」など【写】 ※提出書類は、県のホームページやLPガス販売事業者から確認すること ※当該書類の発行が間に合わない場合は、家庭用LPガスの料金値引きを受けていないことを証明する書類（任意様式）をガス販売店に作成してもらい、添付すること。 ※任意様式は、県庁ホームページに掲載の例示様式を参考に作成すること。		☐
⑦ 【個人事業主のみ】本人確認書類		
住所・氏名・顔写真等が確認できる書類【写】を様式の台紙に貼付して提出（台紙の使用推奨） ※運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード表面の写しなど ※個人番号カードは顔写真のある面とし、裏面（個人番号が記載された面）は提出しない		☐